

障がいのある方への各種助成について

●精神障がい者の通院医療費助成

対象者

自立支援医療（精神通院医療）受給者のうち、以下の条件全てに当てはまる方

- (1) 所得区分が市民税非課税世帯の方（自立支援医療受給者証の区分に「B1」または「B2」と記載されている方）
- (2) 精神通院に係る月の医療費負担が、自己負担上限月額[※]の2分の1を越えた方
- (3) 福祉医療の支給を受けていない方

手続に必要なもの ※申請書や請求書は障がい者福祉課窓口にあります。

- (1) 自立支援医療受給者証……所得区分や受給期間を確認します。
- (2) 自己負担額上限額管理票…助成の対象となるのは、支払済みの部分のみです。
- (3) 振込先がわかるもの（通帳など）…新規の申請や変更の際はお持ちください。

※令和5年度分（令和5年4月～令和6年3月）の請求手続は、4月30日[※]までに行なってください。

●じん臓機能障がい者の通院費助成

対象者

じん臓機能障がい1級で、通院して血液透析を受けている方
（徒歩、自家用車、タクシーで通院されている方も対象です）



手続に必要なもの

- (1) 請求書……申請をされる方の住所、氏名を記入してください。
- (2) 通院証明書…医療機関による透析回数の証明が必要となります。

※令和5年度分（令和5年4月～令和6年3月）の請求手続は、4月30日[※]までに行なってください。

タクシー利用料金の助成

4月から助成対象の範囲を拡大し、交付枚数も拡充します

障がい者の社会参加や通院のために市内各会社のタクシーを利用する場合、料金の一部を助成しています。4月から、次のとおり事業内容が変更になります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

①助成対象者の拡大

対象となる障がいの種別や手帳の種類が変更となります。下記の表とお持ちの手帳をご確認ください。

②助成金額の拡充

交付枚数を増やし、1枚500円のタクシー利用券を1人につき年間24枚交付します。

（視覚障がい1級または2級の方については年間36枚交付）

※令和6年度分については、4月1日以降に申請してください。

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

市ホームページ▶



手帳の種類		令和6年3月まで	令和6年4月から
障害者手帳	身体障がい 1級または2級	24枚（12,000円）	36枚（18,000円）
	肢体不自由 1級または2級 （下肢、体幹、および上肢機能障がいの一部）	12枚（6,000円）	24枚（12,000円）
	その他 身体障がい 1級または2級	非該当	24枚（12,000円）
	精神障害者保健福祉手帳 1級	非該当	24枚（12,000円）
	療育手帳 A	非該当	24枚（12,000円）
特別障害者手当 受給者	12枚（6,000円）	24枚（12,000円）	

※対象者は市内在住の在宅者に限ります。